

金融商品取引法等の一部を改正する法律案の概要
～排出量取引の取扱いについて～

平成20年5月9日

金 融 庁

排出量の取引と金融機関

(現行法の取扱い)

業 務 \ 業 態	銀行・保険会社	銀行・保険会社 の子会社	第一種 金融商品取引業者
排出量の取引（取得・譲渡）	×	○	○
排出量の取引の媒介・取次ぎ・代理	△（※1）	○	○
排出量のデリバティブ取引	△（※2）	○	○
排出量のデリバティブ取引の媒介・取次ぎ・代理	○	○	○

※1 媒介のみ可能。

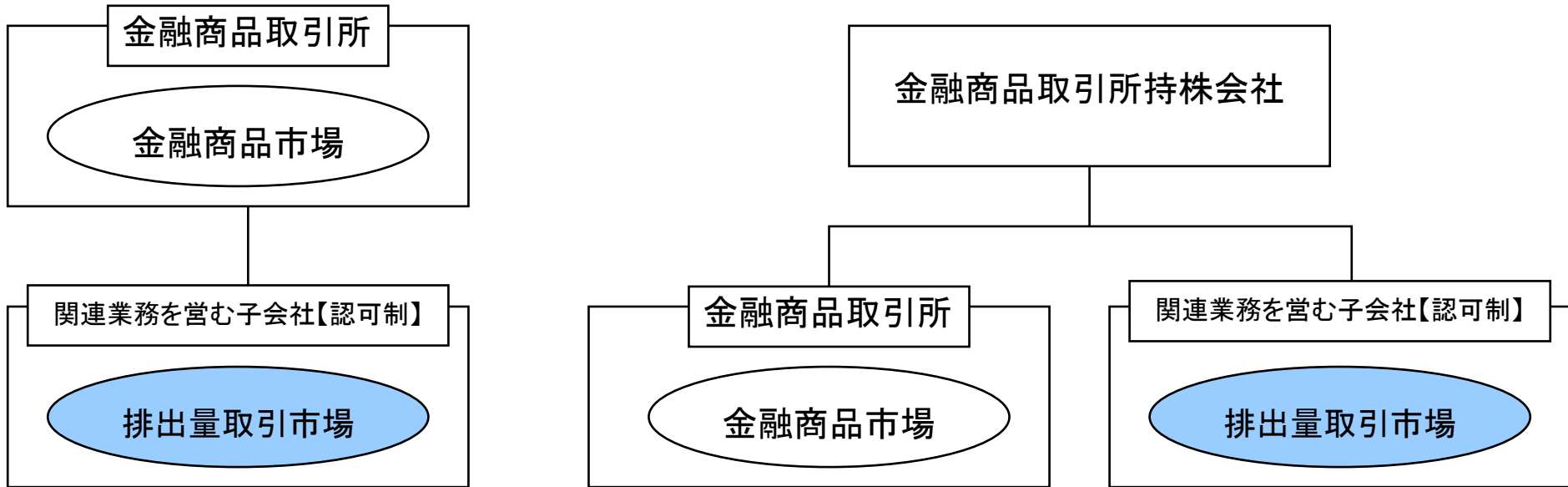
※2 差金決済のみ可能。

(改正法案の取扱い)

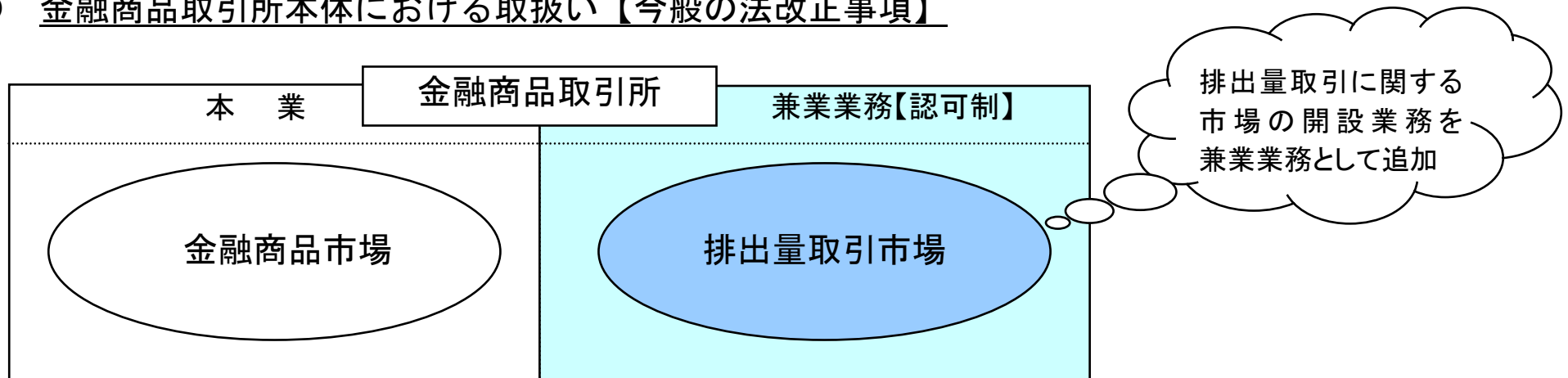
銀行・保険会社に	{	排出量の取引（取得・譲渡） 排出量の取引の取次ぎ・代理 排出量のデリバティブ取引（現物決済）	}	を解禁する。
----------	---	--	---	--------

金融商品取引所における排出量取引の取扱い

○ グループ会社における取扱い【現行法で可能】



○ 金融商品取引所本体における取扱い【今般の法改正事項】



平成19年12月18日金融審議会金融分科会第二部会報告
～銀行・保険会社グループの業務範囲規制のあり方等について～（抄）

I. 銀行・保険会社グループの業務範囲規制のあり方

2. 個別の業務

(3) 排出権

排出権は、追加的に温室効果ガスを排出しうる権利として観念され、その取引は、いわば非実物資産の価値の取引として位置付けられる。その点で、排出権は金融商品に近い側面を持つと考えられるものの、その法的な位置付けや、価格評価方法等については必ずしも明確となっていない。したがって、現状、直ちに銀行・保険会社本体に排出権取引の実施を認めるには至っていない。

一方で、排出権の取引インフラである国際取引ログがまもなく本格稼働する見込みであるほか、政府部内においても、排出権の法的位置付け等について検討が開始されるなど、新たな環境整備が急速に整いつつあり、将来、取引の活発化が見込まれるところである。

このため、今後の状況を見極めつつ、排出権取引を銀行・保険会社本体の業務として明確に位置付ける方向で検討すべきである。

平成19年12月18日

金融審議会金融分科会第一部会報告（抄）

～我が国金融・資本市場の競争力強化に向けて～

I. 取引所の機能の拡充・強化

1. 取引所における取扱商品の多様化

(3) 排出権取引等の取扱い

諸外国においては、排出権等についても、取引所における取引が開始されている状況にある。排出権については、金融商品に近い側面を持つと考えられるものの、現状、その法的な位置付けや価格評価方法等は必ずしも明確となっていない。一方で、今後、我が国においても、排出権取引等、金融取引に類似した性質を持つ取引が活発化することが考えられる。このような取引についても、例えば、公益又は投資者保護上、金融商品取引所グループにおいて取引の場を設けることに問題のない枠組みであれば、関連業務として認めていくことが考えられる。更に、排出権の法的な位置付けや価格評価方法等の明確化が図られる等の状況が整った場合に、その取引の具体的な態様等も踏まえつつ、金融商品として取り扱うことについても、幅広く検討を行っていく必要がある。